

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第14号

点検商法

無料点検を口実に高額なトイレのリフォーム工事を勧誘する点検商法のトラブルが増えています！

事例

2日前、「近所の工事の騒音のお詫びに、**無料**で水周りの**点検**をします」と業者が来訪。「トイレの排水管が傷んでいるから」と、リフォーム工事を勧められ、契約した。便器も交換するという。今日、工事が行われる予定になっているが、解約したい。

アドバイス

- ・訪問販売を行う場合、販売業者は勧誘に先立って、**名称及び販売目的、商品**等を知らせなくてはなりません。**販売目的**を隠して訪問するのは、法律違反です。
- ・訪問販売で、**クーリング・オフ期間（8日間）**内に契約しているので、**無条件で解約**ができます。すぐにクーリング・オフのハガキをだしましょう。
- ・クーリング・オフによって、支払った代金は**全額返金**されます。工事が完了していても、業者の負担で元に戻してもらえます。
- ・クーリング・オフ期間を過ぎていても、**契約を取り消す**ことができる場合があります。諦めないで、消費生活センターに相談しましょう！

被害に遭わないために！

- ・知らない人には、「**点検は必要ありません**」ときっぱり断りましょう！
- ・一つ契約すると、次から次へと契約をさせられる「**次々販売**」の被害に遭う危険性があるので、気をつけましょう。
- ・断っても業者が帰らない場合は、警察や消費生活センターなどに相談しましょう！



わからないことは、センターに聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分
(土・日は電話相談のみ)